

一般社団法人日本色彩学会 会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、この法人という。）定款第7条の入会金および会費について規定する。

(入会金・年会費)

第2条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 学生会員 1,000 円
- (3) 賛助会員（法人） なし
- (4) 賛助会員（個人） なし
- (5) 名誉会員 なし

2 この法人の会費（以下、年会費という。）は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 学生会員 4,000 円
- (3) 賛助会員（法人） 1口 40,000 円，1口以上
- (4) 賛助会員（個人） 1口 20,000 円，1口以上
- (5) 名誉会員 なし

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 会計年度の途中で入会した場合、当該年度の年会費は月割りした額とする。ただし、入会金は第1項に定める額とする。

5 納入の入会金及び年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

6 第2項の規定にかかわらず、以下の条件を満たす者については、本人の申し出により、理事会の承認を得た上で、入会金又は年会費を減額することができるものとする。

(1) 満70歳以上かつ正会員在籍20年以上の、年会費を完納している正会員（永年会員と呼ぶ。）に対しては、正会員年会費を5,000円とする。

(2) 正会員が、同時に賛助会員（個人）である場合には、賛助会員年会費を1口あたり10,000円とする。

(3) 正会員もしくは名誉会員が代表者となり、代表者と同じ機関（大学研究科、研究所など）に所属する学生5名までがグループとして入会する場合、グループ全体の年会費を16,000円とする。また、この場合、入会金は必要としない。

(学生会員の資格)

第3条 学生会員は、学校教育法またはその他の法令で規定された学校に在籍する者とする。

2 学生会員として入会する際には、前項の要件を満たすことを証明する書類（学生証の写し、在籍証明書など）の提出を必要とする。

3 学生会員が年度をまたいで学生会員として在籍継続する場合、年度ごとに前項に定める書類の提出を必要とする。

4 正会員が、あらたに第 1 項に定める要件を満たし学生会員への種別変更を申請する場合、第 2 項に定める書類の提出を必要とする。ただし、申請の時期に関わらず、学生会員としての会費の適用は次年度からとする。

(入会金・年会費の納入)

第 4 条 会員は原則として毎年 3 月末までに次年度の年会費を前納するものとする。ただし、事情により納入時期の遅延を認めることがある。

2 前項にかかわらず、入会時の入会金および年会費は、理事会の入会承認通知を受けた後、3 ヶ月以内に納入しなければならない。3 ヶ月以内に納入のない場合は、入会は取り消される。

3 会員種別が変わったときは、種別変更の翌年度から新種別に相当する年会費を納めるものとする。

(年会費滞納時の会員の権利の停止)

第 5 条 年会費を 6 ヶ月以上滞納した場合は、会誌の発送等の会員の権利が停止されることがある。発送が停止された会誌は、後日年会費を完納した場合であっても、配布を受けられないことがある。

2 年会費を 2 年以上滞納した場合は、定款第 10 条により会員資格を喪失する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、社員総会の承認を得て行う。

附則

本規程は、2017 年（平成 29 年）6 月 3 日から施行する。